市民税・府民税特別徴収税額通知書の見方

**【 所 得 】**

所得は、収入金額から必要経費に相当する額（所得税法別表5に基づく）を差し引いて計算します。

**ア：給与所得者については、必要経費に代わるものとして、所得税法別表5に基づき、収入金額に応じて控除額を計算します。**

**イ：主たる給与以外の所得があれば、その合計が表示されます。**

**エ：総所得金額は給与所得とその他の所得計を加算したものを表示しています。**

**【 課 税 標 準 】**

税額計算の基礎となる額です。ここでは、所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と、他の所得と区別して特別な方法で計算する「分離課税」の両方を記載しています。

**分離課税（ケ～ス）**

| | |
|---|---|
| 分離短期譲渡 | 土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得（譲渡した年の1月1日現在で5年以下保有） |
| 分離長期譲渡 | 土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得（譲渡した年の1月1日現在で5年超保有） |
| 株式等の譲渡等 | 株式等の有価証券の譲渡による所得 |
| 上場株式の配当 | 分離課税を選択して申告された配当所得 |
| 先物取引 | 先物取引をし、差金等決済をしたときの所得 |

**総合課税**

**ク：総所得金額から所得控除合計額を差し引いた額を表示しています。（エーオ）**

## 給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

| | | |